

財政部 マネジメント方針

財政部では市長との政策協議のもと、次のとおり基本方針・組織目標・行動目標を定めました。この方針に基づき目標の達成に向け着実に取り組みます。

平成 31 年 4 月 1 日

財政部長 村 田 雅 俊

【基本方針】

社会保障関係費の増加や公共施設の老朽化への対応など財政需要が増加する中、市税等あらゆる財源の確保に努め、福井市財政再建計画に基づく財政健全化を着実に実行します。

中核市としての各種事業の推進や北陸新幹線福井開業を見据えた市勢の発展につながる施策、さらに総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた施策を着実に進めるため、健全で持続可能な財政運営に取り組みます。

【組織目標】

- I．財政再建計画を確実に実行し、持続可能な財政運営に取り組みます
- II．施設マネジメント計画に基づき、公共施設の計画的な整備、維持管理、P P P / P F I 推進に努めるとともに、財産の利活用を進めます
- III．電子入札の推進により、入札・契約における透明性・公平性及び事務効率の向上に努めます
- IV．市税等収納率の向上及び移管債権回収のための取組を推進します

【行動目標】

I. 財政再建計画を確実に実行し、持続可能な財政運営に取り組みます

1 持続可能で健全な財政運営の推進

財政再建計画に掲げた6つの取組を着実に実行することで、健全で持続可能な財政運営の実現を目指します。

そのために、計画に基づいた予算執行と財政調整基金の積立てを行うとともに、予算編成においては、基金繰入に頼らない収支均衡した財政構造の確立を図ります。

また、財政健全化専門部会を開催して計画の推進について検証し、併せて計画の進捗状況を市民へ周知します。

基金繰入に頼らない予算編成

財政調整基金の積立

市債残高（※）（令和元年度末）： 990 億円以下

財政健全化専門部会の開催： 2 回

財政再建計画の進捗状況について市民への周知： 2 回

※ 市債残高は、臨時財政対策債を除く。

2 新地方公会計への対応

平成 30 年度決算について統一的な基準による財務書類を作成し、公表します。

また、各所属において、財務会計システムや固定資産の異動等を適切に処理できるよう、職員へのサポートに取り組みます。

統一的な基準による財務書類の公表： 2 月

II. 施設マネジメント計画に基づき、公共施設の計画的な整備、維持管理、PPP/PFI推進に努めるとともに、財産の利活用を進めます

3 施設マネジメントの推進

市有施設全体の最適化、長寿命化及び更新コストの平準化を図り、将来にわたり安定的に行政サービスを提供するため、施設マネジメントを推進します。

そのために、施設マネジメントアクションプランを策定するとともに、個別施設マネジメント（部局横断による課題検討）や民間事業者との官民対話（※）を行います。

また、施設マネジメントに関する職員の意識啓発や実務的なスキルアップを図るため、連携中枢都市圏の市町職員と合同で研修会を開催するほか、PPP/PFIの導入推進などに取り組んでいきます。

さらに、行政利用を廃止した、もしくは余剰スペースのある財産については、売却や貸付など一層の利活用を図ります。

施設マネジメントアクションプランの策定	： 9月
個別施設マネジメントの実施	： 3件
官民対話の実施	： 3回
施設マネジメント合同研修会の開催	： 2回
財産の利活用(売却、貸付、広告事業)による収入額	： 3,800万円

※ 官民対話

市有財産の有効活用や管理運営の見直しなどを進めていく上で、民間提案制度やサウンディング型市場調査などを活用し、行政と民間事業者が対話を行うこと。

III. 電子入札の推進により、入札・契約における透明性・公平性及び事務効率の向上に努めます

4 電子入札の推進

入札・契約における透明性等の確保及び事務効率の向上を図るため、物品の電子入札に参加できる業者を増やします。

今年度は、これまでの電子入札において紙入札で参加した業者のうち、参加回数が多い業者及び契約金額の大きい案件に参加した業者に対して、重点的に利用促進を行います。

物品の電子入札システム新規利用申込 ： 15 業者

IV. 市税等収納率の向上及び移管債権回収のための取組を推進します

5 市税等収納率の向上

租税負担の公平性を維持するとともに、財政運営の根幹をなす市税等の収入を安定的に確保するため、効果的な納税の勧奨や指導を早期に実施します。併せて、財産や生活の状況に応じた滞納整理に積極的に取り組み、市税等収納率の更なる向上に努めます。

特に今年度は、期限内納付の徹底など現年度課税分の徴収強化により、翌年度以降の滞納税額の縮減を図ります。

市税収納率	：	96.0%（平成 30 年度見込み）	→	96.5%（令和元年度）
国民健康保険税収納率	：	71.5%（平成 30 年度見込み）	→	72.5%（令和元年度）

6 移管債権回収の推進

移管債権（※）の適正な回収に努めるとともに、不動産や動産の公売を積極的に進めます。

また、債権管理連絡会や研修会を開催し、関係所属間の連携強化及び債権管理、回収に関する職員の意識向上を図ります。

移管債権の回収額	：	5,000 万円
債権管理連絡会、研修会の開催	：	25 回

※ 移管債権

市税及び利用者負担額（保育料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの債権のうち、回収事務を債権管理室に移管したもの

